

令和2年4月8日

保護者様

ほうこく保育園
園長 筑波 晃英

緊急事態宣言発令を受けたほうこく保育園の対応について

昨日7日、新型コロナウイルスの感染爆発を防ぐために、政府から兵庫県を含む7都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。本園では感染が拡大する中で、最善を尽くして保育・教育活動を維持していく方法を模索し、子どもたちの健康安全とともに、健やかな発達を支援できるように考え行動してきました。その上で昨日、本園のホームページ等でもお伝えした「1号認定児休園ならびに2号認定児3号認定児の家庭保育の協力依頼」の内容で今後の保育活動を準備していたところです。

しかし、今回の緊急事態宣言により、さらに以下のように保育活動の変更を余儀なくされたことをお伝えいたします。子どもたちや保護者の皆様のことを考えると、大変心苦しいですが、私たちが行動を変えられるところは協力し合い、医療崩壊などの難局は絶対に避け、緊急事態宣言が明ける予定の5月7日には、皆様と保育を通して心から触れ合える日を希望にし、本園の対応にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1 1号認定児

4月9日(木)から5月6日(水)まで休園

ただし、家庭での見守りができない等、必要やむを得ないご事情がある場合には、申し出※により保育を行います（※別紙の「保育利用申出書」をご提出ください）。

2 2号・3号認定児

開園します。ただし、緊急事態宣言の趣旨を踏まえて、4月9日(木)から5月6日(水)までの間は、必要不可欠な範囲での保育に切り替えますので、次のことにご理解をお願いします。

- ご家庭での保育が可能な日は、感染拡大防止の点からも、利用（登園）は控えてください。
- ご家庭での保育が困難等の事情により保育を利用される場合は、別紙の「保育利用申出書」を、今週中にご提出ください。

申し出に応じて必要な範囲内で保育体制を組むことで、緊急事態宣言下での開園継続を維持します。保護者の皆様のご協力をお願いします。

- 利用される日についても、利用時間は必要な範囲としてください。

3 給食費・バス利用料等

バスは運休しますので利用料は徴収しません。給食費に関しては規程上前月 20 日までの申し出により一月分単位での徴収の有無となっておりますが、今回は現時点で4月の全保育日を欠席される方は徴収しません。1号認定児、2号認定児の教育活動充実費（追ってお知らせいたしますが、今年度から1号認定児も500円に変更になっています）は徴収いたします。

4 今後の保護者様出席等の計画予定の変更

- ・ 4月11日（土）の進級・入園の集い
- ・ 4月13日（月）～4月17日（金）の家庭訪問
- ・ 4月20日（月）～4月24日（金）の個人面談

上記の予定されていた計画は全て延期といたします。今後の計画は準備ができ次第ご案内いたします。

5 その他

- 上記は現時点での内容です。今後、状況により変更となる可能性があります。
- 今後の園からの情報につきましては、よい子ネット・ホームページ等によりお知らせいたします。
- 保育を希望される場合は、保育者・他園児への感染リスクを避けるため、検温、手指の消毒等の徹底を再確認していただきますようお願いします。
- お休み中体調の異変等ございましたら園へのご連絡をお願いします。(079-235-5911)

(参考)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針（令和2年4月7日）より抜粋

3 社会福祉施設

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

○感染防止対策を厳重に徹底した上で、**原則として、保育サービス等の事業の継続を要請**

○利用者には、**家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請**

○保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請